


新着内容
「更新NEW!!」

支援情報




(平成29年7月5日からの大雨による生活支援情報)


市町村	朝倉市
TEL	0946-22-1111
FAX	0946-22-1118
URL	http://www.city.asakura.lg.jp/

※支援内容中、青字で表記されているものは、pdfファイルや外部リンクに移動します。

分野	支援内容	連絡先
全般	<ul style="list-style-type: none">● 被災者相談対応窓口を設置しました。 平成29年7月九州北部豪雨で被災された方々の様々なご相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。<ul style="list-style-type: none">○ 受付場所 朝倉支所被災者相談対応窓口、杷木支所市被災者相談対応窓口○ 受付日時 平成30年5月1日から当分の間 平日8時30分～17時15分○ 相談例 すまいの相談、各種生活再建支援、税・使用料等の減免、家屋の解体・撤去等	杷木支所（被災者相談窓口） 0946-63-3077 朝倉支所（被災者相談窓口） 0946-28-7841
り災証明	<ul style="list-style-type: none">● 平成29年7月集中豪雨による被害を受けた方に対して、「り災証明書」を発行します。 平成29年7月九州北部豪雨災害の発生から6か月以上経過し、被害状況の確認が困難であることから、り災証明書の受付（2次調査含む）は、平成30年3月30日（金）で終了しました。 ※ただし、市外避難や入院などでやむを得ない理由により、期限内に申請することが出来なかった方、その他特別な事由がある方については期限後も受付をいたします。 なお、既にり災証明書の交付を受けた方については、終了後も再発行は引き続き行います。 詳細は、市税務課までお尋ねください。<ul style="list-style-type: none">○ 「り災証明書」とは 豪雨等の災害により被災した家屋の被害の程度を証明するものです。 市による被災家屋調査等により、その確認した事実に基づき発行する証明書です。	税務課 0946-28-7563 zeimu@city.asakura.lg.jp  災害ごみの受入場所
衛生	<ul style="list-style-type: none">● 災害ごみの受入 朝倉市環境課より大雨による災害ごみの受け入れについてお知らせします。<ul style="list-style-type: none">○ 受入時間：午前9時～12時、午後1時～4時まで○ 期間：当分の間（場内整理及びごみの搬出のため、お休みする曜日があります。受入場所によって異なりますのでご注意ください）○ 受入場所 <u>「杷木体育センター駐車場・杷木球場」（月～火曜、木～日曜日）</u>※持ち込めるごみは、平成29年の大雨による災害ごみが対象です。（原則として生活に密接する一般家庭から排出される災害ごみのみです） ※集積場に災害ごみを持ち込む場合は必ず罹災証明書（コピー可）を持参ください。 ※受入場所の混雑緩和のため分別にご協力ください。	(地図) 環境課リサイクル推進係 0946-22-1111(内線65-14) kankyo@city.asakura.lg.jp

分野	支援内容	連絡先
衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別例：トタン、タキロン、スレート、畳、瓦（陶器瓦は陶器の食器と同じ。セメント瓦は別）、角材など。 それ以外には、燃えるごみ、燃えないごみごとに分別。 ・ 水没等で壊れたテレビや冷蔵庫や洗濯機やエアコンも受け付けます。冷蔵庫の中身は出しておいてください。 （ブラウン管テレビは受け入れしませんので家電リサイクル法に基づく手続きをお願いします。） ・ 通常の生活ごみについては、週2回の可燃ごみ収集や月1回の不燃物収集を利用してください。 <p>※ 災害（被災）前からごみであったもの（不要品）や業者によるリフォームごみは、受け入れできません。</p> <p>※ 衛生面から生ごみや紙オムツ等は持ち込まないでください。</p> <p>※ 地元で独自に災害ゴミを集積していた場所は、閉鎖してゴミを片づけています。閉鎖した場所にゴミを出すと不法投棄となり、法律により処罰されます。</p> <p>※ 今後のスケジュールにつきましては、決定次第お知らせいたします。</p>	
	<p>● 災害に伴う防疫（消毒）について 感染症予防のため、消毒液などを無料で配付しています。 http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1499669523566/index.html</p> <p>○ 消毒液などの配付</p> <p>（1）配付するもの ※より多くの家に配布できるよう1家に1個ずつの配布が基本です。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 消毒液 <ul style="list-style-type: none"> ・ 100倍に薄めて（10mlに水を加えて1lにする）ご使用ください。 【10%ベンザルコニウム塩化物液（逆性石けん）】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水に浸かった壁面や床、家財道具などに対して、薄めた液を浸した布などでよく拭いてください。 ・ 動力噴霧器で噴霧した場合には、濡れる程度に噴霧し、その後、風とおしをよくして、そのまま乾燥させてください。 ※動力噴霧器の貸し出しは行っていません。 * 消石灰 <ul style="list-style-type: none"> ・ 床下の土間にご使用ください。（※コンクリートには適しません。） ・ 汚れを流水で流し、乾かした後に、表面が白く覆われる程度にまんべんなくふりかけてください。 ・ 風とおしをよくして乾燥させてください。 <p>※水に溶けると強アルカリ性となり刺激が強いため、皮膚などへの付着を防ぐようマスクや手袋、保護メガネ（ゴーグル）を装着して作業を行ってください。</p> <p>（2）窓口 環境課（朝倉市堤4-5：朝倉市火葬場「梅香苑」横）、杷木支所市民窓口係、朝倉支所市民窓口係</p>	<p>環境課環境係 0946-22-1111 （内線65-11、65-12）</p>

分野	支援内容	連絡先
衛生  <small>土砂・流木の受入場所</small>	<p>● 大雨による土砂・流木の受け入れについて</p> <p>○ 受入開始日時 午前9時から午後5時まで 当分の間</p> <p>○ 受入場所 【土砂】（甘木地域）あまぎ水の文化村スポーツ広場（朝倉市矢野竹1664） （朝倉地域）石成公園（朝倉市石成564-2） （杷木地域）林田工業団地（朝倉市杷木林田1258-5） 【流木】（甘木地域）あまぎ水の文化村 第1駐車場（朝倉市矢野竹1697）※毎週日曜日は閉鎖日となります。 ※各区が指定した置場があれば、そちらでも可能です。</p> <p>○ 分別の仕方 【土砂】 災害ゴミ（ガレキ等）が混入しないよう事前に分別をお願いします。土のう袋は受け入れできませんので、土砂を詰めている場合は各自で車から降ろす際に袋から出させていただきます。 【流木】 土がついている場合は、できるだけ土を落としてから持ち込んでください。 建具等の木材につきましては、災害ゴミとして指定の場所へお願いいたします。</p>	<p>【土砂関係】都市計画課 0946-28-7581 toshi-seibi@city.asakura.lg.jp</p> <p>【漂着ゴミ関係】環境課 0946-23-1153 kankyo@city.asakura.lg.jp</p> <p>【農地内漂着ゴミ関係】農業振興課 0946-52-1427 nousin-kanri@city.asakura.lg.jp</p>
 <small>熱中症対策</small>	<p>● 片づけをする時の注意点</p> <p>○ はじめる前にお願いしたいこと</p> <p>① 写真を撮ります。家は4方向から、室内も撮ります。車、電化製品、水回りなどの住宅設備、農機具、納屋など、あらゆるものを記録に残してください。</p> <p>② 服装は？ 肌の露出を避けた服装で、スポーツ飲料などで水分と塩分補給をこまめに行ってください。 ほこりや砂は、目鼻口から入り、炎症を引き起こすことがあります。マスク、ゴーグル、メガネなどで防ぎましょう。土砂などの中には、クギやガラス片なども混ざっていることがあります。長ぐつで作業しましょう。</p> <p>○ 作業中にお願いしたいこと</p> <p>① 消毒液などの薬剤は、使用方法をよく読んで、正しく使ってください。取扱いに手ぶくろ必須です。</p> <p>② 水分・塩分を定期的に補給、こまめに休憩、1人で作業しないなど熱中症対策を！ 熱中症の対処方法(応急処置)など</p> <p>③ ごみやガレキは分別して運び出してください。集積所での渋滞の原因になっています。</p>	<p>『そうじをする時の服そう』</p>
災害ボランティア	<p>● 災害ボランティアの受け入れについて</p> <p>10月末より、ボランティアの受付は個人のみ登録制となっており、現在は新規ボランティア登録を終了しています。ボランティア活動依頼がある場合は、登録いただいている方に連絡し調整いたします。</p> <p>災害ボランティアセンターの最新情報は、こちらをご覧ください。 PC http://asakuravc.jp</p> <p>○ 問い合わせ先 社会福祉協議会(電話:080-2300-3558) Facebookページ https://www.facebook.com/asakuravc/</p> <p>● 家の片づけなどで災害ボランティアのお手伝いが必要な場合について</p> <p>電話で「お手伝いしてもらいたい内容」をお知らせ下さい。</p> <p>その後日程調整を行い、まずは現場の状況確認に伺わせていただき、作業内容の確認や対応の可否等の調査を行います。</p> <p>※作業内容によっては、災害ボランティアではご要望にお応えできない場合もありますので、ご了承下さい。</p> <p>○ 受付期間 平成29年7月8日～ ○ 受付時間 8:30~17:00 (平日のみ)</p> <p>○ 問い合わせ先 社会福祉協議会 (ボランティア依頼用連絡先: 080-2300-3940又は080-2300-3949)</p>	 <small>災害ボランティアセンター</small> 社会福祉協議会 080-2300-3558 ボランティア依頼用連絡先 080-2300-3940 080-2300-3949

分野	支援内容	連絡先
災害ボランティア	<p>● JA筑前あさくら農業ボランティアセンター JA筑前あさくら農業協同組合と市が協働で農業ボランティアセンターを開設しています。 農地や樹園地の土砂撤去など、ご相談ください。 ※農地災害復旧事業を申請されている場合、支援できない場合もありますのでご了承ください。</p> <p>○ 活動日 金曜日と土曜日</p> <p>○ 詳しくは、JA筑前あさくら農業ボランティアセンターFacebookでご確認ください。 https://www.facebook.com/JAasakuraVC/</p>	<p>JA筑前あさくら農業 ボランティアセンター 総務担当</p> <p>090-2507-7704</p>
 <p>水に濡れた写真の応急処置</p>	<p>● アルバム等の所有者個人にとっては価値がある写真を見つけた場合</p> <p>○ あさくらフォトプロジェクト</p> <p>紙製の封筒もしくは紙袋に写真を入れ、見つけた場所・日時、持ち主（不明でも可）、復活した写真の返却先氏名・連絡先を書いて、市総合政策課にお持ちください。</p> <p>※ほとんどの写真が水洗いできれいになる可能性があります。 自宅で被災した写真アルバムは、<u>自分で応急処置を行いましょう。</u> 劣化を少しでも止めるために、泥を払って、早めに乾燥させるのがポイントです。</p> <p>「水に濡れた写真の応急処置」</p>	<p>あさくら フォトプロジェクト 復興推進室 (内線) 61-385 (直通) 0946-28-7593 sousei@city.asakura.lg.jp</p>
災害見舞金・ 義援金	<p>● 災害見舞金（給付）等の申請 http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1502240725341/index.html</p> <p>● 朝倉市災害義援金</p> <p>○ 災害義援金の配分 http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1506997268300/index.html</p> <p>○ 義援金の受け入れ先 http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1499661505629/index.html</p>	<p>復興推進室 0946-28-7553</p>


分野	支援内容	連絡先												
住居支援	<p>● 住宅再建に向けた個別相談会を行います。</p> <p>○ 住宅再建に係る各種再建支援制度や資金返済計画について、個別相談会を行います。相談を希望する人は、できる限り事前に申し込みをお願いします。また、課税証明書等の所得がわかる書類や、見積書等の再建費用が分かる書類を持っている場合は、相談会に持参してください。</p> <p>○ 個別相談会</p> <table border="0"> <tr> <td>らくゆう館 2階 研修室1、2</td> <td>8月25日(土)、10月10日(水)、11月24日(土)</td> </tr> <tr> <td>ピーポート甘木 2階 第3学習室</td> <td>9月12日(水)、12月12日(水)</td> </tr> <tr> <td>ピーポート甘木 2階 第4学習室</td> <td>10月27日(土)</td> </tr> <tr> <td>朝倉生涯学習センター 1階研修室</td> <td>9月22日(土)、11月14日(水)、12月22日(土)</td> </tr> </table> <p>※受付時間は、いずれも10時～16時です。※相談時間の目安は、1組1時間程度となります。</p>	らくゆう館 2階 研修室1、2	8月25日(土)、10月10日(水)、11月24日(土)	ピーポート甘木 2階 第3学習室	9月12日(水)、12月12日(水)	ピーポート甘木 2階 第4学習室	10月27日(土)	朝倉生涯学習センター 1階研修室	9月22日(土)、11月14日(水)、12月22日(土)	<p>都市計画課 0946-28-7582 toshi-iutaku@city.asakura.lg.jp</p>				
らくゆう館 2階 研修室1、2	8月25日(土)、10月10日(水)、11月24日(土)													
ピーポート甘木 2階 第3学習室	9月12日(水)、12月12日(水)													
ピーポート甘木 2階 第4学習室	10月27日(土)													
朝倉生涯学習センター 1階研修室	9月22日(土)、11月14日(水)、12月22日(土)													
	<p>● 住宅に関する相談窓口</p> <p>○ 県営住宅、県公社賃貸住宅等について http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/20170705ooame.html</p>	<p>福岡県県営住宅課 092-643-3870 keniutaku@pref.fukuoka.lg.jp</p>												
	<p>○ 市営住宅について</p>	<p>都市計画課 0946-22-1115</p>												
	<p>● 被災家屋の解体・撤去について</p> <p>○ 被災家屋撤去【公費】</p> <p>「全壊」または「大規模半壊」家屋は、市に申請すれば、市の費用で撤去します。</p> <p>■ 対象家屋・・・り災証明で「全壊」または「大規模半壊」判定を受けた個人所有の住家 対象家屋と同一敷地内にあって、一体的に撤去等が必要であると市が判断した場合は、次のものも対象になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 個人が所有する事業用建築物及びその基礎部分 ② 対象家屋に付属する倉庫、門扉、塀又は立木その他の構造物 ③ 宅地内に堆積している土砂・流木 <p>※住家の基礎部分は、地上部分の撤去と一体的に工事が行われた場合に限り対象になります。 ※対象家屋の一部のみを取り壊すものや、地下埋設物と擁壁、宅地内の舗装は対象外です。 ※家屋の内部残留物(家具、家電、建具、土砂等)は、家屋の所有者が危険のない範囲で片づけておいてください。</p> <table border="0"> <tr> <td>■ 対象費用</td> <td>■ 申請時に必要なもの</td> </tr> <tr> <td>「全壊」 (解体) ・ 撤去 ・ 処分費用</td> <td>① り災証明書の写し</td> </tr> <tr> <td>「大規模半壊」 解体 ・ 撤去 ・ 処分費用</td> <td>② 家屋に係る登記事項証明書(登記していない場合は評価証明書)</td> </tr> <tr> <td>■ 申請受付期間</td> <td>③ 家屋の現況が分かる写真</td> </tr> <tr> <td>平成29年11月1日(水)～平成30年3月23日(金)</td> <td>④ 申請者の本人確認ができる書類(免許書等)</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月2日(月)～平成30年9月28日(金)</td> <td>⑤ 印鑑</td> </tr> </table>	■ 対象費用	■ 申請時に必要なもの	「全壊」 (解体) ・ 撤去 ・ 処分費用	① り災証明書の写し	「大規模半壊」 解体 ・ 撤去 ・ 処分費用	② 家屋に係る登記事項証明書(登記していない場合は評価証明書)	■ 申請受付期間	③ 家屋の現況が分かる写真	平成29年11月1日(水)～平成30年3月23日(金)	④ 申請者の本人確認ができる書類(免許書等)	平成30年4月2日(月)～平成30年9月28日(金)	⑤ 印鑑	<p>杷木支所(被災者相談対応窓口) 0946-63-3077</p> <p>朝倉支所(被災者相談対応窓口) 0946-28-7841</p>
■ 対象費用	■ 申請時に必要なもの													
「全壊」 (解体) ・ 撤去 ・ 処分費用	① り災証明書の写し													
「大規模半壊」 解体 ・ 撤去 ・ 処分費用	② 家屋に係る登記事項証明書(登記していない場合は評価証明書)													
■ 申請受付期間	③ 家屋の現況が分かる写真													
平成29年11月1日(水)～平成30年3月23日(金)	④ 申請者の本人確認ができる書類(免許書等)													
平成30年4月2日(月)～平成30年9月28日(金)	⑤ 印鑑													


分野	支援内容	連絡先									
住居支援	<p>○ 被災家屋撤去【自費】</p> <p>「全壊」または「大規模半壊」家屋をやむを得ず個人で撤去する場合、また、「半壊」家屋を解体・撤去する場合は、所有者が支払った費用のうち、市の事業対象となる部分を上限の範囲内で償還支払します。</p> <p>■対象家屋・・・り災証明で「全壊」または「大規模半壊」「半壊」判定を受けた個人所有の住家 対象家屋と同一敷地内にあって、一体的に撤去等が必要であると市が判断した場合は、次のものも対象になります。</p> <p>①個人が所有する事業用建築物及びその基礎部分 ②対象家屋に付属する倉庫、門扉、塀又は立木その他の構造物 ③宅地内に堆積している土砂・流木</p> <p>※住家の基礎部分は、地上部分の撤去と一体的に工事が行われた場合に限り対象になります。 ※対象家屋の一部のみを取り壊すものや、地下埋設物と擁壁、宅地内の舗装は対象外です。 ※家屋の内部残留物（家具、家電、建具、土砂等）は、家屋の所有者が危険のない範囲で片づけておいてください。</p> <p>■対象費用</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">「全壊」</td> <td style="width: 50%;">(解体)・撤去・処分費用</td> <td style="width: 50%;">平成29年11月1日(水)～平成30年3月23日(金)</td> </tr> <tr> <td>「大規模半壊」</td> <td>解体・撤去・処分費用</td> <td>平成30年4月2日(月)～平成30年9月28日(金)</td> </tr> <tr> <td>「半壊」</td> <td>撤去・処分費用(解体費用は所有者負担)</td> <td></td> </tr> </table> <p>※諸経費は所有者負担となります。また、自費撤去は算出した上限額の範囲内で償還払いするため、上限額を超えた部分は所有者負担となります。</p> <p>■申請時に必要なもの <u>※詳細は解体前に窓口へおたずねください。</u></p> <p>①り災証明書の写し ②家屋に係る登記事項証明書(登記していない場合は評価証明書) ③申請者の本人確認ができる書類(免許書等) ④印鑑 ⑤業者3社による見積書の写し ⑥契約書の写し ⑦領収書の写し ⑧費用の内訳が分かるものの写し(見積明細、請求書内訳票等) ※解体、積込・運搬、処分に分けて明細を作成してもらうこと ⑨家屋等の施工前・施工中・施工後の状況が分かる写真 ※解体・撤去するものは、母屋以外も撮影すること ⑩マニフェスト伝票(産業廃棄物管理票)A票及びE票の写し ⑪振込先口座情報が分かるもの(通帳の写し等)</p> <p>■廃棄物搬入許可 自費撤去による廃棄物を市の災害廃棄物集積場(杷木球場：朝倉市杷木池田873番地)に搬入する場合は、事前に許可が必要です。 許可証の発行：朝倉支所3階 環境課 家屋等災害対策係(電話：0946-52-1936)</p>	「全壊」	(解体)・撤去・処分費用	平成29年11月1日(水)～平成30年3月23日(金)	「大規模半壊」	解体・撤去・処分費用	平成30年4月2日(月)～平成30年9月28日(金)	「半壊」	撤去・処分費用(解体費用は所有者負担)		<p>杷木支所(被災者相談窓口) 0946-63-3077</p> <p>朝倉支所(被災者相談窓口) 0946-28-7841</p>
「全壊」	(解体)・撤去・処分費用	平成29年11月1日(水)～平成30年3月23日(金)									
「大規模半壊」	解体・撤去・処分費用	平成30年4月2日(月)～平成30年9月28日(金)									
「半壊」	撤去・処分費用(解体費用は所有者負担)										
	<p>● 近隣自治体他の住宅支援</p> <p>○ 市都市計画課または下記「近隣自治体・協会等の支援」から各自自治体窓口にお尋ねください。</p>	<p>都市計画課 0946-22-1115</p>									


分野	支援内容	連絡先
上下水道	<p>● 下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道に接続をしている家庭について 現在は通常通り使用可能です。 ○ 浄化槽を設置している家庭について 浄化槽設置の家庭は浄化槽やその放流先の状況を確認の上使用をしてください。 ※不具合が見つかった場合、市設置型浄化槽もしくは市へ寄付をされた浄化槽を使用されている家庭（市へ使用料をお支払されている家庭）は市下水道課へご連絡ください。 ※個人で浄化槽を設置されている家庭は、保守点検を委託されている業者へご連絡ください。 ○ 豪雨災害により新たに浄化槽の設置や下水道加入を考えている家庭について 市下水道課までご相談ください。 	<p>下水道課 0946-22-1119 gesui@city.asakura.lg.jp</p>
	<p>● 水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上水道 水質の安全宣言について 杷木地域において平成29年7月24日（月）に通水試験が完了し、水質試験のための採水を実施しました。 水質試験の結果、水道法に基づく51項目の水質基準を満たすことが確認できました。 つきましては、平成29年7月28日（金）から飲用が可能となっています。 ※松末地区においても飲用が可能となりましたので、現在、杷木地域内で断水している世帯はほぼ解消されていますが、水が出ない、又は水が濁っている等ありましたら、市役所水道課までご連絡していただきますようお願いいたします。 ○ 給水（場所） らくゆう館 	<p>水道課 0946-22-3274 suidou@city.asakura.lg.jp</p>

分野	支援内容	連絡先																																
農林漁業	<p>● 堆肥の無償提供について 平成29年7月九州北部豪雨により被災した農地に対する堆肥の無償提供を行います。</p> <p>○ 有限会社佐藤農場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所 大分県日田市大字求来里731（電話 0973-22-5768） ・商品名 「豚ぷん」 ・主原料 発酵乾燥トンプン ・無償提供期間 当分の間（直接お問い合わせください） <p>※直接取りに行っていたりいただくこととなりますが、配送も可能です。（ただし、輸送料が発生します。）</p> <p>【成分】</p> <table border="1" data-bbox="1144 288 1888 381"> <thead> <tr> <th>水分</th> <th>PH</th> <th>N</th> <th>P2O5</th> <th>K2O</th> <th>CaO</th> <th>MgO</th> <th>C/N</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25.3</td> <td>9.0</td> <td>3.83</td> <td>7.73</td> <td>3.49</td> <td>6.87</td> <td>1.77</td> <td>6.61</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 株式会社井上政商店</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所 福岡県糸島市飯原400（電話 092-322-1404） ・商品名 「土源根」、「無地袋」 ・主原料 下水汚泥、食品残さ ・無償提供機関 当分の間（直接お問い合わせください） <p>※10t未満については、直接取りに行っていたりいただければ無償提供となります。</p> <p>【成分】</p> <table border="1" data-bbox="1144 541 1888 633"> <thead> <tr> <th>水分</th> <th>PH</th> <th>N</th> <th>P2O5</th> <th>K2O</th> <th>CaO</th> <th>MgO</th> <th>C/N</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23.53</td> <td>7.7</td> <td>4.45</td> <td>6.0</td> <td>0.56</td> <td>2.52</td> <td>0.88</td> <td>5.5</td> </tr> </tbody> </table>	水分	PH	N	P2O5	K2O	CaO	MgO	C/N	25.3	9.0	3.83	7.73	3.49	6.87	1.77	6.61	水分	PH	N	P2O5	K2O	CaO	MgO	C/N	23.53	7.7	4.45	6.0	0.56	2.52	0.88	5.5	<p>有限会社佐藤農場 0973-22-5768</p> <p>株式会社井上政商店 092-322-1404</p>
水分	PH	N	P2O5	K2O	CaO	MgO	C/N																											
25.3	9.0	3.83	7.73	3.49	6.87	1.77	6.61																											
水分	PH	N	P2O5	K2O	CaO	MgO	C/N																											
23.53	7.7	4.45	6.0	0.56	2.52	0.88	5.5																											
保健・医療関連	<p>● 健康相談 こころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。下記までご連絡ください。</p> <p>◆ 受付時間 朝倉市健康課 0946-22-1111（代表） 平日（8：30～17：00） 北筑後保健福祉環境事務所 0946-22-3965 福岡県精神保健福祉センター 092-582-7500</p> <p>また、仮設住宅集会所で、健康相談会を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年8月21日（火）10：00～11：00 杷木林田及び甘木頼田仮設住宅集会所 ・平成30年9月11日（火）10：00～11：00 杷木林田及び甘木頼田仮設住宅集会所 <p>● ステップ運動 仮設住宅で生活されている方の健康増進のため、林田団地・頼田団地の集会所でステップ運動を実施しています。（毎週火曜日午前10時から11時まで） ステップ運動は朝倉市が推奨している運動で、生活不活発病やエコノミークラス症候群等の予防に役立ちます。踏み台の登り降りを1日10～20分行う簡単な運動です。</p>	<p>健康課 0946-22-8571 kenkou@city.asakura.lg.jp</p>																																

分野	支援内容	連絡先
保健・医療関連	<ul style="list-style-type: none"> ● 予防接種 <ul style="list-style-type: none"> ○ 予防接種（厚生労働省からの通知に沿って対応） 予防接種法に基づく定期の予防接種について、朝倉市からの依頼書がなくても、県外の予防接種実施医療機関で直接接種を受けることができます。 ● 母子保健関係 <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査等の母子保健サービス 母子健康手帳を紛失・家屋に残したまま避難したことにより、母子健康手帳がない方は、避難されている妊産婦や乳幼児の保護者からの申し出に基づき、母子健康手帳を交付します。 	<p>健康課 0946-22-8571 kenkou@city.asakura.lg.jp</p>
福祉関連	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者 <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の総合相談 被災された方で、介護サービスをはじめとする高齢者の相談に応じます。 ● 年金関係 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民年金保険料の免除 大雨災害により、国民年金保険料を納付することが困難な場合、保険料の納付が免除されることがあります。 ● 障がい者 <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者の福祉相談 被災された方で、障がいのある方に対する福祉サービス等の相談を行います。 	<p>介護サービス課 0946-22-1116 kaigo-sien@city.asakura.lg.jp</p> <p>保険年金課 0946-28-7561 honen-nenkin@city.asakura.lg.jp</p> <p>福祉事務所 0946-28-7551 fukushi-svougai@city.asakura.lg.jp</p>
税金等の減免	<ul style="list-style-type: none"> ● 国税の減免及び納税の猶予等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 所得税の軽減免除等、源泉所得税の徴収猶予又は還付、相続税・贈与税の免除等 ○ 申告、納付等の期限延長 http://www.nta.go.jp/fukuoka/ ※救済措置を受けるためには、申告等の手続きが必要な場合があります。詳しくは福岡国税局ホームページへ ● 県税の減免及び徴収の猶予等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人事業税、自動車税、不動産取得税の減免 ○ 産業廃棄物税の課税免除 ○ 県税の申告期限の延長、徴収猶予 ● 平成29年7月豪雨による市税等の減免 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市県民税の減免 大雨災害により、全壊・半壊・床上浸水など、住宅や家財又は事業に損害を受けた場合で、平成28年の合計所得金額が1,000万円以下の方については減免できる場合があります。 ○ 固定資産税の減免 大雨災害により、全壊・半壊・床上浸水など、住宅等に損害を受けた場合に、減免できる場合があります。 	<p>税務署 0946-22-2720</p> <p>県税事務所 0942-30-1012 県税務課 092-643-3062</p> <p>税務課住民税係 0946-28-7562 zeimu@city.asakura.lg.jp</p> <p>税務課資産税係 0946-28-7563</p>

分野	支援内容	連絡先
税金等の減免	<p>● 被災された方の住民票の異動について 被災された方で、朝倉市外に住民票を異動される場合、朝倉市で受けている健康保険・介護・福祉・税などの支援・減免を受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。 異動手続を行う前に、関係の係や転出予定の市町村へ確認、ご相談をされますようお願いいたします。</p>	<p>市民課 0946-22-1113 shimin@city.asakura.lg.jp</p>
子ども・教育関連	<p>● 被災したお子様についてのご相談 被災してお子様について心配や悩み事がある方に対し、家庭児童母子相談員が応じます。 電話相談も可能です。(直通) 0946-22-1112</p>	<p>子ども未来課 0946-28-7566 kodomo@city.asakura.lg.jp</p>
悩み電話相談	<p>● 性暴力被害防止 避難所・避難先では女性や子どもを狙った性被害・性暴力、DVなどが発生するリスクが高まります。 ・周囲の目と支えがたよりです。 ・見ないふり・知らないふりをせず助け合いましょう。 ・ストレスをためず、不安な気持ちも声に出しましょう。 様々な電話相談ができますので、ひとりで悩まず、ご相談ください。</p> <p style="text-align: center;">相談時間等の詳細はこちら。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>○ あさくら女性ホットライン ・電話番号 092-513-7337</p> <p>○ 配偶者暴力相談支援センター ・電話番号 0942-34-8111</p> <p>○ 男性DV被害者のための相談ホットライン ・電話番号 092-571-1462</p> <p>○ 福岡県配偶者からの暴力相談電話(夜間・休日) ・電話番号 092-663-8724</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>○ 福岡県あすばる女性相談ホットライン ・電話番号 092-584-1266</p> <p>○ 性暴力被害者支援センター・ふくおか ・電話番号 092-762-0799</p> <p>○ 福岡県警犯罪被害者相談電話「ミズ・リリーフ・ライン」(犯罪被害者の心のケア) ・電話番号 092-632-7830</p> <p>○ L G B Tの方のDV被害者相談ホットライン ・電話番号 080-2701-5461</p> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  <p style="font-size: small;">性被害、DV等お悩み相談</p> </div>	<p>総合政策課 男女共同参画推進・ 青少年係 (内線)61-308、61-329 (直通)0946-28-7595</p>
	<p>● 法テラスサポートダイヤル 被害にあわれた方が抱えておられる問題(法的トラブル)についてご相談ください。 過去の災害(東日本大震災、広島豪雨災害、熊本震災)で発生したよくある質問と答えに基づき、不動産・契約・相続等幅広い分野から情報提供を行います。</p> <p>○ 通話料 固定電話からは全国一律3分8.5円(税別) ○ 受付時間 平日(午前9時から午後9時)、土曜日(午前9時から午後5時)</p>	<p>法テラスサポートダイヤル 0570-078374(PHS可) (IP電話からは 03-6745-5600)</p>

分野	支援内容	連絡先
生活支援関連	<p>● 証明等手数料の減免（生活再建のための証明等）</p> <p>○ 税証明書などの発行手数料の減免措置 被災者の方が、税証明書などが必要な場合、り災証明の提示があれば手数料を免除します。り災証明が提示できない場合も、転入前・転出後住所を確認し、り災が確認できれば免除します。</p> <p>○ 住民票等の発行手数料の減免措置 被災者の方が本市の住民票などが必要な場合、り災証明の提示があれば、手数料を全額減免。（住民票、戸籍、印鑑証明など）※印鑑登録証がない場合は、本人確認の上、再登録が必要。</p> <p>● 耕作証明書などの発行手数料の減免措置 被災者の方が本市の耕作証明書などが必要な場合、り災証明の提示があれば、手数料を全額減免します。</p> <p>● 図書館利用に関する支援 今回の災害において図書館資料の返却が困難になっている場合は、<u>資料の弁償を免除します。</u>また、図書館利用カードを紛失した場合は、<u>無料で再交付します。</u>小学生以下のお子様には、<u>図書館利用バックを再度お渡しします。</u> ※お手続きの際は、り災証明書・り災届出証明書・建物の被災がわかる写真・破損した図書資料のいずれかを各図書館に持ってきてください。</p> <p>● 運転免許再交付 九州北部の豪雨災害を受け、運転免許証を紛失、汚損した被災者を対象に、福岡県警察署や運転免許試験場にて再交付手続きを行います。再交付手数料の免除申請もできます。</p> <p>● 豪雨災害により被害を受けた軽自動車の廃車手続きについて 市役所が発行するり災証明書があれば、車検証とナンバープレートがなくても廃車の手続きができます。</p> <p>● 被災拾得物を見つけた時には 豪雨災害で流出、民地に漂着した物（特に所有者個人にとっては価値のある物。かばん、携帯品、位牌など）は朝倉警察署会計課（夜間は当直対応）でお預かりします。お預かりする際に「発見時刻」「発見場所」「発見時の状況」「発見者」を教えてください。（できるだけ水分を切ってビニール袋に入れてください。）</p> <p>● 郵便制度（郵便物の転送） ○ 各避難施設に郵便の転送届と転送申し込み用のポストを設置していますので、郵便物を避難所で受け取れるよう記載して、避難所受付の専用ポストに投函してください。</p>	<p>税務課 0946-28-7563 zeimu@city.asakura.lg.jp</p> <p>市民課 0946-22-1113 shimin@city.asakura.lg.jp</p> <p>農業委員会事務局 0946-52-1896 noui@city.asakura.lg.jp</p> <p>中央図書館 0946-22-3059</p> <p>福岡県警察運転免許試験課 092-565-9493</p> <p>軽自動車検査協会 久留米支所 050-3816-1752</p> <p>朝倉警察署 0946-22-0110</p> <p>甘木郵便局 0946-22-2677</p>
その他 (注意喚起等)	<p>● 豪雨災害に便乗した悪質商法について 平成29年7月九州北部豪雨災害をきっかけや口実とした便乗商法が発生することが考えられますのでご注意ください。 被害にあいそうになった時、被害にあってしまった時は、すぐにお住まいの地域の消費生活センター等にご相談ください。 ○朝倉市消費生活センター(〒838-1398 朝倉市宮野2046番地1 朝倉市役所 朝倉支所) 【定例相談】毎週月曜日～金曜日(土・日・祝日を除く) 10時00分～16時00分 【臨時相談】杷木地域 偶数月の第2水曜日 社会福祉協議会 杷木支所 10時00分～16時00分 甘木地域 偶数月の第4火曜日 社会福祉協議会 甘木本所 10時00分～16時00分</p>	<p>朝倉市消費生活センター TEL 0946-52-1128 FAX 0946-52-1193</p> <p style="text-align: center;">豪雨災害に便乗した悪質商法にご注意ください!</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">  </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">悪質商法の注意喚起</p>

分野	支援内容	連絡先
その他 (注意喚起等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 大雨により流出したLPガス容器による事故防止について 詳細は経済産業省ホームページ又は市ホームページをご確認ください。 http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1499400275712/simple/lp_gas.pdf ● 水没した太陽電池発電設備による感電防止について 詳細は経済産業省ホームページ又は市ホームページをご確認ください。 http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1499400275712/files/solar_panel.pdf ● 感電する恐れがあります電線等に注意してください。 詳細は経済産業省ホームページ又は市ホームページをご確認ください。 http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1500001226835/index.html 	連絡先  <p style="font-size: small;">水没した太陽電池発電設備による感電防止について</p>
事業主の方への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業主の方への相談、資金融資制度等のご案内 http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1499900724806/index.html 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報あさくらのお知らせ ○ 広報あさくら平成30年3月1日号から、復興ニュースを発行しています。 豪雨災害からの復旧・復興に向けた市の取組状況とその進捗状況などをお知らせしていきます。 http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1519350832552/index.html ● ラジオ放送「あさくらさいがいFM」について 災害に関する情報提供を行っています。ご家庭にある市販のFMラジオで聞く事が出来ます。 ○ 放送内容 災害関連情報や生活情 ○ 放送地域 杷木地域の一部 ○ 周波数 FM88.7メガヘルツ ※杷木地域放送と連動して放送しています。 	人事秘書課 0946-22-1117 iinji-kouhou@city.asakura.lg.jp
近隣自治体・協会等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">● 福岡市 <li style="width: 50%;">● 久留米市 <li style="width: 50%;">● うきは市 <li style="width: 50%;">● ハローワーク <li style="width: 50%;">● 小郡市 <li style="width: 50%;">● 嘉麻市 <li style="width: 50%;">● 八女市 	